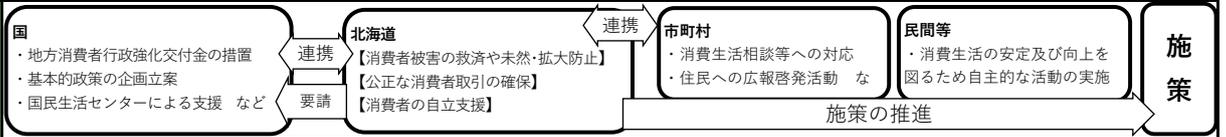


<b>令和3年度 基本評価調書①</b>		所管部局	環境生活部	所管課	消費者安全課	
施策名	消費生活の安定と向上の推進			施策コード	03071	
政策体系(中項目)	道民生活の安全の確保と安心の向上			政策体系コード	1(5)A	
知事公約	C0094	総合戦略	A2441	国土強靱化	—	事務事業数 9
SDGs				総合判定	順調	

**【1 Plan】**

施策目標	消費者被害の発生や拡大を防止するため、地域消費者被害防止ネットワークによる取組を拡げ、効果的な消費者教育を推進し、消費者からの苦情相談処理等を通じた被害の防止・救済、特定商取引法や食品表示法、消費生活条例などに基づく指導等により、消費生活の安定と向上を図る。					
現状と課題	食品の不適切表示や、販売方法の悪質化などによる様々な消費者被害があとを絶たないことから、普及啓発活動や消費生活に関する教育機会の充実を図り、苦情相談体制の維持強化による被害の防止・救済、関係法令等に基づき食品の適正表示や公正な消費者取引を確保する必要がある。					
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の交付金を活用した、消費者の苦情相談への適切な対応、地域の高齢者等を見守る消費者被害防止ネットワークの設置・取組内容の充実及び普及啓発活動の推進</li> <li>・公正な消費者取引の確保のための関係法令等の適切な運用</li> <li>・効果的な消費者教育が受けられる機会の充実</li> </ul>					
予算額(千円)	R 3	394,350	R 2	404,033	R 1	398,446
施策のイメージ						施策

**〈成果指標の達成状況〉 ⇒ 3つ以外の指標は、補助指標調書に記載**

指標名①	増加	組織	H30年度	R 1年度	R 2年度	最終目標(R7)	達成率	指標判定
消費者被害防止ネットワーク組織数	目標値		60	62	64	74	109.4%	A
	実績値		69	70	70	—		
設定理由	総合計画の政策の方向性「道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり」の観点から、消費者被害の防止等に係る指標として設定							
分析(主な取組と成果)								
平成26年度より実施している消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業により、未設置の地域に継続して働きかけなどを行い、着実に組織数を増加してきた。								

指標名②			R元年度	R 2年度	R 3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

指標名③			R元年度	R 2年度	R 3年度	最終目標	達成率	指標判定
	目標値							
	実績値							
設定理由								
分析(主な取組と成果)								

令和3年度 基本評価調書②	施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03071
---------------	-----	---------------	-------	-------

【2 Do&Check】

成果指標	指標名	前々年度	前年度	評価年度	評価年度目標値	指標判定
	消費者被害防止ネットワーク組織数	69	70	70	64	A
目標 (指標)の 達成状況	消費者の苦情相談への適切な対応や地域の高齢者等を見守る地域消費者被害防止ネットワークの設置を推進したほか、消費生活に関する普及啓発活動及び教育機会の充実を図り、公正な消費者取引のため関係法令等を適切に運用するなど、消費生活の安定と向上に向けた取組を推進している。				指標総合判定	A
連携 状況	北海道消費者被害防止ネットワークなどを通じ、関係部局と連携した取組みを行うとともに、道内の行政機関や関係団体等と消費者へ提供する情報や消費者教育・啓発などについて意見交換を行い、消費者被害の防止に一体となって取り組んでいる。				連携判定	○
緊急性 優先性	全国知事会議政策要望（農林・商工関係）において、消費生活相談体制の充実・強化のための交付金所要額の総額確保や補助率のかさ上げとともに、地方消費者行政の安定的な推進のため長期的な支援を行うよう要望を行った。				緊急性 優先性 判定	○
総合判定 の根拠	消費生活の安定と向上に向けた取組を着実に推進しており、今後もこれらの取組を継続していく。				総合判定 (一次評価)	順調

翌年度に 向けた 対応方針	対応方針番号	内容
	①	道内の苦情相談処理機能等の充実を図り、消費者の苦情相談に適切に対応するほか、高齢者等の消費者被害の防止のため、地域全体で高齢者等を見守る消費者被害防止ネットワークの設置を促進するとともに、高齢者を対象とした普及啓発活動を推進する。
②	公正な消費者取引を確保するため、食品表示法、景品表示法、特定商取引法、消費生活条例などの法令に基づき、事業者に対して行政処分や指導等を行うなど、関係法令等の適切な運用を図る。	
③	消費者の自立を支援するため、生涯を通じて様々な場面で消費生活に関する知識などを身につけるための効果的な消費者教育等を受けられる機会の充実を図る。	

〈二次政策評価〉

前年度 二次評価 意見	対応状況 (R3.3時点)
R3年度 二次政策 評価	

【3 Action】

二次政策 評価への 対応	
R4 施策の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談員に対し各種研修を行うことで、市町村の相談体制を強化する。</li> <li>消費者被害防止ネットワーク未設置地域に対し、ネットワークに関する先駆的な取組などを情報提供し、設置する意義の浸透に努め、設置に向けた働きかけを行うとともに、ネットワーク既設置だが活動が低調な市町村に対し、改めて活動の活性化を促す。</li> <li>町内会や地域でのセミナー開催のほか、消費者被害防止ネットワークの活用により、高齢者や障害者など、消費生活上配慮を要する消費者の被害を未然に防止するための啓発活動を実施する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した悪質商法や、成年年齢の引き下げによる若年層をターゲットにした悪質商法への対応など、悪質事業者に対する、社会情勢の変化に応じた効果的な監視・行政措置を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携のもと、関係法令に基づき、不当な事案に対する事業者への行政処分や勧告、指導等を実施する。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮したオンライン講座を活用するなどして、小中高校、大学等を対象とした学校訪問講座を実施するとともに、高等学校等における消費者教育の取組への支援するため、消費者庁作成の「社会への扉」等を活用した授業の実施を推進するなど、成年年齢引き下げにより悪質商法のターゲットとなりやすい若年者向けの消費者教育・啓発の充実を図る。</li> </ul>